

富士市子育て・若者世帯F-UJIターン奨励金

令和7年4月1日以降の転入者対象

＼今こそ／富士市に UJIターンしよう！

市
独自

子育て世帯
最大 **50万円**

若者世帯
最大 **30万円**

品川から新幹線で最短54分

F-UJI 富士市
Fuji-City
ようこそ

富士市シティプロモーション
大使「さもにゃん」

県外から

富士市へ転入した

県外
から Uターン

東京圏
から JIターン

子育て世帯

小学生までの
子どもがいる世帯

最大 **50万円**

最大 **30万円**

若者世帯

いずれかが39歳未満の
夫婦等(子育て世帯を除く)

30万円

10万円

金額計算の内訳: 基準額10万円/Uターン加算20万円/こども加算10万円(2人まで)

富士市総務部 シティプロモーション課 移住定住推進室

お問合せ

0545-55-2930

kurasu@div.city.fuji.shizuoka.jp



富士市子育て・若者世帯F-UJターン奨励金

令和7年4月1日以降の転入者対象

奨励金を受けるための要件

奨励金の交付を受けるためには、以下に掲げる要件を全て満たす必要があります。



1	令和7年4月1日以降の転入者	2	次のア～エのいずれかに該当する者
ア	子育て世帯に属している子の親 又は夫婦等的一方であって、次のいずれにも該当する人 最大50万円	ウ	若者世帯に属している夫婦等的一方であって、 次のいずれにも該当する人 30万円
	- 転入日の前日まで1年以上継続して県外の市区町村に居住していた - 直前の居住地から引き続き当該子育て世帯と同一の世帯に属している - 再転入をする前に本市において居住していた期間が、当該者が18歳になる年度の末日までの期間において、連続して3年(再転入をする前の本市での居住期間が、市内高等学校に入学し、卒業するまでの期間のみであった場合にあっては、2年10か月)以上である		- 転入日の前日まで1年以上継続して県外の市区町村に居住していた - 直前の居住地から引き続き当該若者世帯と同一の世帯に属している - 再転入をする前に本市において居住していた期間が、当該者が18歳になる年度の末日までの期間において、連続して3年(再転入をする前の本市での居住期間が、市内高等学校に入学し、卒業するまでの期間のみであった場合にあっては、2年10か月)以上である
イ	子育て世帯に属している子の親 又は夫婦等的一方であって、次のいずれにも該当する人 最大30万円	エ	若者世帯に属している夫婦等的一方であって、 次のいずれにも該当する人 10万円
	- 転入日の前日まで1年以上継続して東京圏の市区町村に居住していた - 直前の居住地から引き続き当該子育て世帯と同一の世帯に属している		- 転入日の前日まで1年以上継続して東京圏の市区町村に居住していた - 直前の居住地から引き続き当該若者世帯と同一の世帯に属している

なお、上記にかかわらず、富士市移住就業支援補助金又は富士市先導的テレワーク移住支援補助金の申請者又は交付者は、対象外となります。

用語の説明	再転入	夫婦等	子育て世帯 ● 次のいずれかに該当する世帯	若者世帯	東京圏
	本市に居住していた人が転出をした後、本市に再び転入をすること	婚姻関係にある人又は婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある人	① 転入又は再転入をする日(以下「転入日」という)の属する年度の4月1日における年齢が13歳未満の子及びその親がいる世帯 ② 転入日において、母子健康手帳の交付を受けている妊婦がいる世帯	転入日において、夫婦等のいずれかの年齢が39歳以下であって、子育て世帯ではない世帯	東京都、神奈川県、千葉県及び埼玉県の区域

必要書類

- 交付申請書
- 住民票の除票等(世帯全員分)
- [再転入の場合のみ]
富士市に住んでいたことがわかる
住民票の除票、または戸籍の附票等

交付の条件

交付を決定する際の条件として、本市へのUJターン促進に係るPR及び各種調査へのご協力をお願いします。

返還の要件

- 1 偽りその他不正な手段により交付の決定を受けたとき。
 - 2 申請日から1年以内に市外に転出したとき。
(市長がやむを得ない理由があると認めたときを除く。)
- 奨励金の交付決定を受けたのち、転出する場合は、お早めに市担当者にご相談ください。

申請方法



市ウェブサイトから申請書類をダウンロードし、必要書類をそろえて



富士市役所
シティプロモーション課
移住定住推進室まで
提出してください。